

株式会社ユーラスエネルギーホールディングス
「(仮称)小田野沢Ⅲ風力発電事業 計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和6年12月24日
経 済 産 業 省
大 臣 官 房
産業保安・安全グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)小田野沢Ⅲ風力発電事業 計画段階環境配慮書」について、株式会社ユーラスエネルギーホールディングスに対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 青森県東通村及びむつ市
- ・原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・出 力 : 160,000kW 程度

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和6年10月10日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令和6年12月20日
経 済 産 業 大 臣 意 見	令和6年12月24日

問合せ先:電力安全課 一ノ宮、山崎
電話03-3501-1742(直通)

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

本事業の事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）の一部が、他の事業者が計画する風力発電事業の想定区域と重複していることから、他の事業者と速やかに事業計画に係る調整等を行うとともに、本事業の想定区域の一部は、他の事業者が過去に環境影響評価手続を実施した事業の調査範囲に含まれていることから、先行する事業に対する調査等で得られた調査情報等について、本事業においても可能な限り活用し、方法書及びそれ以降の手続において、適切な対象事業実施区域を設定した上で、環境影響評価手続を実施すること。

また、対象事業実施区域の位置及び規模の検討や、風力発電設備及び附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造及び配置（以下「配置等」という。）の検討においては、現地調査を含めた必要な情報の収集及び把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。

(2) 累積的な影響

想定区域及びその周辺において、他の事業者によるものも合わせて 200 基を超える風力発電設備が稼働中又は環境影響評価手続中であることから、本事業とこれらの風力発電設備による累積的な影響が懸念される。このため、既存の風力発電設備等に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集、環境影響評価図書等の公開情報の収集、他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、環境影響の回避又は低減が困難な場合にあっては、代償措置を検討すること。

(4) 事業計画の見直し

上記（1）から（3）のほか、「2. 各論」において、本事業の実施による重大な

影響を回避し、又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(5) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等との調整を十分に行った上で、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

2. 各論

(1) 風車の影に係る影響

想定区域の周辺には、複数の住居が存在していることから、稼働時における風車の影に係る生活環境への影響が懸念される。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備について住居から離隔を確保すること等により、風車の影に係る生活環境への影響を回避し、又は極力低減すること。

(2) 水環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、河川、沢筋、森林法（昭和26年法律第249号）に基づき指定された水源かん養保安林が存在しているほか、想定区域の周辺には、水道の取水地点、青森県の代表的な湧水等が存在していることから、本事業の実施に伴う工事中の土砂及び濁水の流出等による水環境への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、土砂及び濁水の流出等による水環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、改変区域と河川、沢筋及び取水地点の距離を確保するとともに、工事中の土工量を抑制し、かつ沈砂池の設置等を行い、土砂及び濁水の流出を最小限に抑えること等により、水環境への影響を回避し、又は極力低減すること。さらに、想定区域の周辺に湧水が存在していることから、今後の造成計画の検討の際に地下水位に影響が無いよう留意すること。

（３）鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第７５号）に基づき国内希少野生動植物種に指定されているオジロワシ、オオワシ、クマタカ等の生息が確認されていることから、風力発電設備への衝突、移動の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。また、想定区域の周辺には、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）に基づき県指定鳥獣保護区に指定されている猿ヶ森鳥獣保護区が存在するほか、想定区域及びその周辺は、ガン類、ハクチョウ類の渡り経路となっている可能性があることから、これらの渡り鳥への影響も懸念される。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、鳥類への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避し、又は極力低減すること。

（４）植物及び生態系に対する影響

想定区域及びその周辺には、森林法に基づき指定された水源かん養保安林等に加え、自然環境保全法（昭和４７年法律第８５号）に基づく自然環境保全基礎調査の第６回及び第７回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされたヒノキアスナロ群落（Ⅳ）、ジュウモンジシダーサワグルミ群集等が存在していることから、本事業の実施による植物及び生態系への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について適切に予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路、無立木地等を活用すること等により、自然度の高い植生等の改変を回避し、又は極力低減すること。

以上の検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載すること。